

預かり保育等利用料の無償化(上限あり)の概要について

1 無償化の対象となるのは…保育の必要性があるお子さんです。

保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

※満3歳クラスは、市(区)町村民税非課税世帯に限られます。

保育を必要とする事由(保護者の状態)		認定期間
就 労	月64時間以上就労している	就労を継続している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後、間がない	産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週 ※育児休業取得のみでは保育が必要な理由になりません。
保護者の 疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している	診断書に記載された加療期間または保育できるようになるまで
介護・看護	長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護している ※時間は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終わり、保育ができるようになるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3ヵ月間
就 学	学生または職業訓練校等に在学している(通信教育は不可) ※時間は「就労」と同じ	在学期間中(卒業・修了予定日まで)
虐待やDV	児童虐待や配偶者等からのDVのおそれがある	おそれがなくなり、保育できるようになるまで

2 該当する事由について確認し、認定します…申請が必要です。

上表に該当する場合、下記の保育の必要性を証明する書類とともに認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

①就労証明書…自営及び農業以外に従事している方、内定した方

②診断書…疾病や怪我等により保育することができない方、または介護をするために保育することができない方

③在学証明書…就学している方、または内定した方

④就労誓約書…求職中の方

⑤母子健康手帳のコピー…産前7週・産後8週の期間を申し込む方

⑥その他…父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書など

※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。①～④は、役場こども支援課又は町HPに掲載の様式を使用してください。

★満3歳で預かり保育等を利用しており、市(区)町村民税非課税かつ、前年度1月2日以降に三芳町へ転入した世帯は非課税証明書(認定申請の時期が4～8月は前年度分、9月～翌年3月は当年度分)が必要となります。

[提出] 認定は提出頂いた翌月からになります。ご利用の施設またはこども支援課へ提出(持参のみ)

3 無償化する金額について…上限があります。

①最大 → 12,300円(市(区)町村民税非課税世帯の満3歳児は17,700円)

②上限 → 490円×ひと月の預かり保育利用日数

※①と②を比較し、低い方が無償化する金額となります。

■幼稚園の預かり保育と他の認可外保育施設等を併用している方

通園する幼稚園で実施する預かり保育が、一定基準未満(教育時間(通常利用時間を含む)平日の提供時間が8時間未満または年間開所日数(平日・休日・長期休業中の合計)が200日未満の場合は、認可外保育施設等の利用料も上限額の範囲内で無償化されます。(幼稚園での預かり保育と合わせて12,300円あるいは17,700円)

● 提出先・お問い合わせ先 ●

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1

三芳町役場 2階 こども支援課 TEL:049-258-0019(内線253～255)